

答 申 第 7 9 号
平成25年10月31日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成25年10月21日付佐
市生第1117号により諮問がありました「佐賀県が実施する県内在住外国人へのアンケ
ート調査において、本市の住民基本台帳に記録されている外国人の住所及び氏名の情報を、
佐賀県へ外部提供すること」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めま
す。